

報告第11号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成22年9月6日提出

天理市長 南 佳 策

専決第7号

専 決 処 分 書

平成22年5月12日午前10時10分頃京都府長岡京市馬場1丁目5番先の府道67号線と府道79号線の交差点内で発生した車両損傷事故に関し、相手方との間に下記のとおり示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号の規定により、専決処分する。

平成22年7月8日

天理市長 南 佳 策

記

双方の車両の損傷が軽微であり、かつ、損害額が少額であるため、当該損害額については、それぞれが自己負担するものとする。

専決第9号

専 決 処 分 書

平成22年5月31日午前9時30分頃天理市平等坊町221番地の2先の市道1号線上で発生した車両損傷事故に関し、相手方との間に下記のとおり示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号の規定により、専決処分する。

平成22年8月18日

天理市長 南 佳 策

記

双方の車両の損傷が軽微であり、かつ、過失割合により双方の損害賠償額を算定することとした場合、当該損害賠償額がほぼ同額となるため、車両の損害額については、それぞれが自己負担するものとする。

専決第10号

専 決 処 分 書

平成22年7月22日午前11時10分頃天理市檜町584番地1先の市道7号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成22年8月18日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 100,328円